

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

P 編

海洋構造物及び作業船等

鋼船規則 P 編

2006 年 第 1 回 一部改正

鋼船規則検査要領 P 編

2006 年 第 1 回 一部改正

2006 年 10 月 3 日 規則 第 50 号／達 第 62 号

2006 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2006 年 7 月 25 日 理事会 承認

2006 年 9 月 27 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

財団法人 日本海事協会

鋼 船 規 則

規
則

P 編

海洋構造物及び作業船等

2006 年 第 1 回 一部改正

2006 年 10 月 3 日 規則 第 50 号

2006 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2006 年 7 月 25 日 理事会 承認

2006 年 9 月 27 日 国土交通大臣 認可

2006 年 10 月 3 日 規則第 50 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物及び作業船

1 章 通則

1.1 一般

1.1.6 として次の 1 条を加える。

1.1.6 操船資料

船舶には、その用途に応じ、必要な操船資料を備えなければならない。

附 則

1. この規則は、2007 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

P 編

海洋構造物及び作業船等

要
領

2006 年 第 1 回 一部改正

2006 年 10 月 3 日 達 第 62 号

2006 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2006 年 10 月 3 日 達 第 62 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

P 編 海洋構造物及び作業船等

P10 位置保持設備

P10.1 通則

P10.1.2 一般

-1 を次のとおり改める。

-1. 海底資源掘削船であって、唯一の位置保持設備として自動船位保持設備を有する場合は、当該船舶の自動船位保持設備は、規則 P 編 10.2.3 に規定する B 級又は C 級の自動船位保持設備としなければならない。

附 則

1. この達は、2006 年 10 月 3 日から施行する。